

One リート投資法人  
第8回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）  
(2026年2月27日開催)

1. 決議事項の内容

第1号議案：執行役員1名選任の件

久米克也を執行役員に選任するものです。

第2号議案：補欠執行役員2名選任の件

中山利明及び門倉基の2名を補欠執行役員に選任するものです。

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項		賛成数(個)	反対数(個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案		685,859	116,642	85.16	可決
第2号議案	中山利明	686,474	116,356	85.23	可決
	門倉基	686,558	116,272	85.24	可決

(注1) 本投資主総会における行使可能議決権総数は805,404個になります。

なお、賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、行使可能議決権総数で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

(注2) 各議案は、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否が確認できていない議決権数の取扱い

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたものにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

(注) 投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第14条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

第14条(みなし賛成)

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項(執行役員、監督役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関する規定の制定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約についての承認)又は第206条第1項(投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。
- 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以上